

## 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の内容

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、派遣の対象外となる職員に、管理監督職勤務上限年齢制の特例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加える等の改正を行う。

### 2 新旧対照表（議案集 57 ページ及び58 ページ）

公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成16年3月文京区条例第5号）

改正後（案）	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。</u>）</p> <p>二 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員を除く。</u>）</p> <p>三 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月文京区条例第三号）第四条第一項の規定により<u>引き続き勤務</u>させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>四 職員の定年等に関する条例第九條の</u></p>	<p>第一条（略）</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用されている職員を除く。</u>）</p> <p>二 非常勤職員（<u>地方公務員法第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）</p> <p>三 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月文京区条例第三号）第四条第一項の規定により<u>引き続き</u>勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>（新設）</u></p>

<p><u>規定により同条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>五</u> （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第三条から第七条まで （略）</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和五年四月一日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）については、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣に関する条例第二条第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。</u></p>	<p><u>四</u> （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第三条から第七条まで （略）</p>
--	--